

川口市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市内で保護した飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせた者に対し、予算の範囲内において川口市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、飼い主のいない猫の繁殖の抑制を図り、地域の良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者又は飼い主がいないことが明らかである猫をいう。
- (2) 不妊手術 獣医師法（昭和24年法律第186号）の規定により免許を受けた獣医師（以下「獣医師」という。）が実施する卵巣又は卵巣及び子宮を摘出して生殖を不能にする手術（再手術等を防止するための耳先カット手術を含む。）をいう。
- (3) 去勢手術 獣医師が実施する精巣を摘出して生殖を不能にする手術（再手術等を防止するための耳先カット手術を含む。）をいう。
- (4) 不妊・去勢手術 不妊手術又は去勢手術をいう。

(助成金対象の費用)

第3条 助成金は、不妊・去勢手術の費用を対象とし、獣医師による診断の結果、既に手術済みと判明した場合において、当該判明に要した費用及び耳先カット手術の実施に要した費用を含むものとする。この場合、既に不妊手術済みであった猫については不妊手術に、また、既に去勢手術済みであった猫については去勢手術に準じて、この要綱において取り扱うものとする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、本市の住民基本台帳に記載されている者で、本市内で保護した飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせ、かつ、当該手術に要する費用（以下「手術費」という。）を負担した者とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる手術の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、手術費の額が助成金の額に満たないときは、当該手術費の額とする。

- (1) 不妊手術 1匹につき9,000円
- (2) 去勢手術 1匹につき5,000円

(助成金の交付申請及び請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、不妊・去勢手術を受けさせた日から90日以内に川口市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費

助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請及び請求しなければならない。

- (1) 不妊手術を受けさせた猫（メス）の一覧表（様式第2号）
- (2) 去勢手術を受けさせた猫（オス）の一覧表（様式第3号）
- (3) 不妊・去勢手術を受けさせた猫の写真（様式第4号）
- (4) 手術費の領収書等
- (5) 誓約書（様式第5号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、申請の内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

（助成金の交付決定及び支払い）

第7条 市長は、前条第1項の申請があった場合、当該申請に係る書類を審査するものとする。

2 市長は、前項の結果により助成金を交付すべきものと認めた場合、速やかに助成金の交付決定を行い、申請者に通知（様式第6号）するものとする。

3 市長は、前項の通知を行った者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

4 市長は、助成金の申請状況等により必要があると認めるときは、同一年度における1世帯当たりの助成金の交付の限度額を定めることができる。

（助成金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者に対し当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に行われた不妊・去勢手術について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

経過措置

この要綱の施行の際現にある改正前の様式は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。